

● 乳用牛・肉用牛・養豚農家の皆様へ ●

万一の「口蹄疫、豚熱等」の発生に備えて

家畜防疫互助事業 に参加を！

家畜防疫互助事業は、口蹄疫、豚熱等の伝播力が極めて強く、我が国の畜産経営に極めて重大な影響を及ぼす疾病が万一発生した場合、畜産経営への影響を緩和するため、生産者自らが積立を行い、発生農場が経営再開までに必要な経費等を相互に支援する仕組みに国（（独）農畜産業振興機構）が補助する事業です。

このことにより、発生農場や周辺農場の負担を最小限にとどめ、安心して経営を維持、継続することができます。



公益社団法人 中央畜産会

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2(第2DICビル9階)
TEL 03-6206-0833 FAX 03-5289-0890

事業のポイント

- 牛・豚（水牛及びいのししを含む。）を飼育する生産者の方は、どなたでも事業に参加できます。ただし、契約締結時点で家畜伝染病予防法に基づき、移動制限等が実施されている区域の生産者は加入できません。
- 加入者は、家畜伝染病予防法第 12 条の 3 に基づき、家畜の所有者として、飼養衛生管理基準の遵守が必要となります。
- この事業の対象となる家畜伝染病は、「口蹄疫」、「牛疫」、「牛肺疫」、「アフリカ豚熱」及び「豚熱」の 5 疾病です。
- 事業実施期間は令和 3 年度～5 年度までの 3 年間です。
- 生産者が納付した生産者積立金のうち、牛に係るものを牛生産者基金、豚に係るものを豚生産者基金で管理します。疾病が発生し、互助金を交付する場合は、牛については牛生産者基金、豚については豚生産者基金からそれぞれ交付されます。

生産者積立金の単価

国内外の豚熱等の家畜疾病の発生状況を踏まえ、単価を見直しました。
家畜の種類ごとの生産者積立金の 1 頭当たりの単価は次のとおりです。

区 分		家 畜 の 種 類	生産者積立金の単価 (1 頭当たり)
乳 用 牛		乳用牛 (24 か月齢以上)	245 円
		乳用牛 (24 か月齢未満)	90 円
肉 用 牛		肉専用種繁殖雌牛 (24 か月齢以上)	235 円
		肉専用種繁殖雌牛 (24 か月齢未満、子牛を含む)	125 円
		肉専用種肥育牛 (子牛を含む)	
		交雑種肥育牛	95 円
		乳用種肥育牛	90 円
豚	家族型	繁殖用種豚 (雌)	375 円
		繁殖用種豚 (雄)	375 円
		肥育豚	105 円
	企業型	繁殖用種豚 (雌)	390 円
		繁殖用種豚 (雄)	390 円
		肥育豚	110 円

注: 1. 繁殖用種豚には繁殖の用に供される予定の雌及び雄の豚を含みます。

2. 豚について、契約対象となるのは離乳後の豚となります。

3. 乳用牛および乳用種肥育牛には、水牛 (食用生産に係るものに限る。)、豚にはいのししを含みます。